

## 県土整備局建築工事積算要領 第4編 特別事項 1 基準等の適用について

「県土整備局建築工事積算要領」（以下、「積算要領」という。）第4編1の規定に基づき、「県土整備局建築工事積算要綱」（以下、「積算要綱」という。）第4条から第9条に定める基準等及び「積算要領」に定める基準等の適用年版を、次のように定める。

	「積算要綱」第4条から第9条に定める基準等	適用年版
1	公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	平成28年12月版
2	公共住宅建築工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	平成29年度版
3	公共住宅電気設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	平成29年度版
4	公共住宅機械設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	平成29年度版
5	公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和2年版
6	公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	平成28年12月版
7	公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	平成29年版
8	公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	平成29年版
9	公共建築工事内訳書標準書式（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	平成30年版
10	公共建築工事見積標準書式（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	平成30年版

	「積算要領」第1編1に定める基準等	適用年版
11	公共建築工事積算基準等資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和2年版

	「積算要領」第3編3に定める歩掛り	適用年版
12	県土整備局建築工事参考歩掛り（神奈川県県土整備局）	令和2年7月版

### 附 則

- 1 平成28年12月13日から施行する。
- 2 平成29年2月1日から施行する。
- 3 平成29年4月1日から施行する。
- 4 平成29年7月1日から施行する。
- 5 平成30年7月1日から施行する。
- 6 令和元年7月1日から施行する。
- 7 令和2年7月1日から施行する。